

副 本

平成28年(行ウ)第169号 自衛隊出動差止め等請求事件

原 告 志田陽子ほか51名

被 告 国

答 弁 書

平成28年9月29日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号
九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所 高橋宛て)

(電話 03-5213-1392)

(FAX 03-3515-7308)

部 付 田 迂 昌 紀

部 付 佐 藤 正 利

上席訟務官 久保寺 勝

訟務官 飯 出 元 夫

訟務官 高 橋 守

訟務官 宮 尾 昌 樹

訟務官 塩 川 拓 也

〒100-8968 東京都千代田区永田町二丁目4番12号

内閣官房国家安全保障局

内閣事務官 黒木 康介 代

内閣事務官 小宮 崇史 代



〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5番1号

防衛省大臣官房訟務管理官付

防衛部員	佐藤	伸樹	代	
防衛部員	浅沼		猛	代
防衛部員	井上		司	代
防衛部員	加藤	眞里	代	
防衛部員	早川	浩由	代	
防衛事務官	片桐		一	代
防衛事務官	牧野	浩士	代	
防衛事務官	小倉		淳	代
防衛事務官	松野	泰光	代	
防衛事務官	蓮見	眞澄	代	
防衛事務官	楠	幸太	代	



防衛省防衛政策局防衛政策課

防衛部員	飯島	秀俊	代
防衛部員	松尾	友彦	代
防衛部員	林	太郎	代
防衛部員	若林	賢昭	代
防衛事務官	奥平	聰	代



防衛省防衛政策局運用政策課

防衛部員	佐々木	智則	代
防衛部員	西山	嘉倫	代



防衛部員 末長高明
防衛部員 安井公一
防衛事務官 筒井潤



第1 請求の趣旨に対する答弁	6
第2 本案前の答弁の理由（請求の趣旨第1項ないし第3項について）	6
1 はじめに	6
2 本件各命令等ないしこれに係る事実行為が行訴法3条2項の「処分」に当たらないこと	7
3 本件各差止めの訴えは、いずれも法律上の争訟に当たらないこと	16
4 本件各差止めの訴えは原告適格の要件及び損害の重大性の要件のいずれも欠くこと	17
5 小括	17
第3 請求の原因（平成28年6月28日付け訴状訂正申立書第4による訂正後のもの）に対する認否	17
1 「第1 本件訴訟の概要と意義」について（訴状8ないし10ページ。以下、特記しない限り、本項におけるページ数は訴状のページ数を表す。）	17
2 「第2 集団的自衛権の行使、後方支援活動の実施及び協力支援活動の実施の違憲性」について（11ないし22ページ）	19
3 「第3 集団的自衛権の行使等による原告らの権利の侵害」について（22ないし33ページ）	29
4 「第4 差止めの訴えによる差止請求」について（33ないし42ページ）	30
5 「第5 原告らの損害と国家賠償責任」について（42、43ページ）	30
6 「第6 おわりに」について（43ないし45ページ）	31
7 【別紙】原告らの権利侵害の具体的な内容（46ないし88ページ）について	31
第4 平和安全法制の制定の経緯	31
第5 被告の主張（請求の趣旨第4項について）	32
1 はじめに	32

2 原告らが主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められないこと 33

第6 結語 40

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第1項ないし第3項の請求に係る訴えをいずれも却下する
 - 2 請求の趣旨第4項の請求をいずれも棄却する
 - 3 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

なお、請求の趣旨第4項につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付する場合には、
(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
(2) その執行開始日を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 本案前の答弁の理由（請求の趣旨第1項ないし第3項について）

- 1 はじめに

原告らは、請求の趣旨第1項ないし第3項において、①自衛隊法76条1項2号に基づく自衛隊の防衛出動の命令（以下「防衛出動命令」という。請求の趣旨第1項）、②「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（平成11年法律第60号。ただし、題名は、平成27年法律第76号による改正後のもの。以下「重要影響事態安全確保法」とい、同改正前の法律を指す場合は、特に「周辺事態安全確保法」という。）6条1項に基づく後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供の実施（同第2項(1)）及び同条2項に基づく後方支援活動としての自衛隊による役務の提供の実施命令（同第2項(2)。以下、併せて「後方支援活動としての物品の提供等」という。）並びに③「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（平成27年法律第77号。以下「国際平和支援法」という。）7条1項に基づく協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供の実施（同第3項(1)）及び同条2項に基づく

協力支援活動としての自衛隊による役務の提供の実施命令（同第3項(2)。以下、併せて「協力支援活動としての物品の提供等」という。また、後方支援活動としての物品の提供等と併せて、以下「後方支援活動等としての物品の提供等」といい、さらに、これらと防衛出動命令とを併せて、以下「本件命令等」という。）につき、それぞれ行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条7項及び37条の4に基づき差止めを求めていた（以下、これらの請求を総称して「本件各差止請求」といい、本件各差止請求に係る訴えを併せて「本件各差止めの訴え」という。訴状第4の1(2)・33及び34ページ等）。

しかしながら、以下に述べるとおり、本件各差止請求については、原告らが差止めを求める本件命令等ないしはそれに係る事実行為は行訴法3条2項の「処分」に当たらず（後記2）、また、そもそも本件各差止請求は、原告ら自身の主觀的利益に直接関わらない事項に関し、国民としての一般的な資格・地位をもってされたものであって、法律上の争訟に当たらない（後記3）。さらには、原告適格（同法37条の4第3項）及び損害の重大性（同条1項本文）の要件を明らかに欠くので（後記4）、不適法であることが明らかであるといるべきである。

2 本件各命令等ないしこれに係る事実行為が行訴法3条2項の「処分」に当たらないこと

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、①防衛出動命令については、「内閣総理大臣の命令による集団的自衛権の行使としての防衛出動という事実行為」が、後方支援活動等としての物品の提供等については、「防衛大臣又はその命令等による後方支援活動又は協力支援活動としての自衛隊による物品又は役務の提供という事実行為」が、「日本が戦争当事国となり、又はそうなる危険を生じさせるものとして、原告らとの関係で、その平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害し、その侵害状態の受忍を強制する公権力の行使に該当する」（訴状

第4の2・34, 35ページ)とし, また, ②「集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は, それに続いて日本に武力攻撃事態等をもたらす蓋然性が極めて高く, その場合に適用されるいわゆる有事法制と密接不可分の関係にあり, そこでは国民・市民に対するより多くの強力な権利制限や義務付けがなされることになる。」, 「したがって, 本件処分(引用者注: 本件各命令等。以下同じ。)は, 後続する武力攻撃事態における原告らの権利制限・義務付けを確実に招来し, また予定するものであり, そういうものとして原告らに対して強制的に権利を侵害し, その受忍を強いるものであるから, このような観点からも, 本件処分は, 原告らに対する行政処分として差止請求の対象とされるべきものである。」(訴状第4の2・35, 36ページ)などとして, 本件各命令等ないしはそれに係る事実行為が行訴法3条2項の「処分」に該当する旨主張する。

しかしながら, 原告らの上記主張はいずれも理由がない。以下, 詳述する。

(2) 上記①の主張に理由がないこと

ア まず, 行訴法3条2項の「処分」(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為)とは, 公権力の主体たる国又は公共団体が法令の規定に基づき行う行為のうち, その行為によって, 直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解するのが最高裁判所の確立した判例である(最高裁昭和30年2月24日第一小法廷判決・民集9巻2号217ページ, 最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809ページ, 増田稔・最高裁判所判例解説民事篇平成20年度452ページ)。

上記のとおり, 行訴法3条2項の「処分」ということができるためには, 「国民の権利義務」に対し「直接」影響を及ぼすような性質のものでなければならないところ, ここでいう「直接」の影響とは, 「公定力を通じての影響, すなわち, 行政庁の行為の結果を国民として一応受忍せざるを得

ず、その結果を民事訴訟又は当事者訴訟によって直接に排除することができないという効果を受けることによる影響であり」、「単なる事実上の効果を及ぼすような性質をもつだけでは足りないということになる。」と解されている。これは、行政庁の行為の中には、法治行政の原理の下で公益の実現という目的のため行政庁が法律の特別の授権に基づいて法律に定められた要件に適合すると判断して行った場合には一種の優越的妥当力を持ち、権限ある行政庁又は裁判所がそれを取り消さない限り私人がその効果を否定することができないような法的効力（公定力）を与えられているものがあり、抗告訴訟はこのような行為の効力を排除するために特別の訴訟制度として設けられたものであることに由来する（越山安久「抗告訴訟の対象」新・実務民事訴訟講座9巻30, 31, 39及び40ページ）。

また、ここでいう「国民の権利義務」とは、個人の具体的な権利又は法律上の利益でなければならず、当該行為が行われたことによる影響が、特定の個人に限って及ぶのではなく、ある条件の下にある国民一般に及び、かつその影響が、必ずしも具体的でなく、抽象的一般的なものにすぎない場合はこれに当たらないものと解されている。これは、抗告訴訟が、個人の具体的な権利利益が侵害され、あるいはこれが達成されない場合の救済のための訴訟制度（主觀訴訟）であることに由来する制約である（司法研修所編「改定行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」23ないし25ページ）。

そして、上記の「その他公権力の行使に当たる行為」とは、主として行政庁が公権力の行使として行う事実行為を指すところ、「行政庁が公権力の行使として行う事実行為」とは、「行政庁の一方的意志決定に基づき、特定の行政目的のために国民の身体、財産等に実力を加えて行政上必要な状態を実現させようとする権力的行為」（杉本良吉・行政事件訴訟の解説12ページ）や、「これらの行為（引用者注：行政庁の意思表示等をもつ

て法的効果を及ぼし、相手方の権利義務を一方的に形成変更する行為）を経ることなく、直接に、国民の身体・財産・自由等にむけて公権力を行使し、具体的に事実状態の変容をもたらすもの」（広木重喜「事実行為に対する行政訴訟」実務民事訴訟講座8巻33及び37ページ）をいうと解されている。そして、その例としては、出入国管理及び難民認定法52条5項の送還前の収容、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律29条1項の精神障害者の措置入院、関税法86条1項の旅客等の携帯品の留置等が挙げられている（広木・前掲37ページ）。

このように、行訴法3条2項にいう「処分」には、行政庁による事実行為も含まれるもの、国民の権利義務に直接影響を及ぼすもの、すなわち、国民に受忍を義務づけることで直接的にその法的地位に変動を生じさせる効果（公定力）が生ずるものでなければならない。そして、「ある行政処分の公定力がどのような事項について認められるのかは、当該処分がいかなる権利義務関係をいかなる観点において調整、形成することを目的とするものかという点についての実定法上の解釈によって定まる事柄」であるとされている（加茂紀久男・最高裁判所判例解説民事篇昭和56年度754ページ）。

イ これを本件各差止めの訴えについてみると、まず、自衛隊法76条1項2号の防衛出動命令は、内閣総理大臣が、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」に際して、「我が国を防衛するため必要があると認める場合」に、「自衛隊の全部又は一部の出動を命ずること」である。

上記規定から一見して明らかなどおり、また、原告ら自身も認めるとおり（訴状第4の2(1)35ページ）、防衛出動命令は、飽くまで内閣総理大臣の自衛隊に対する命令であり、国民に何らかの不利益な効果の受忍を直

接義務づけるものではなく、その結果行われる事実行為としての「自衛隊の全部又は一部の出動」も、国民に何らかの不利益な効果の受忍を直接的に義務づけるものではない。

そして、自衛隊法上、防衛出動命令ないし同命令に基づく事実行為としての防衛出動に関し、国民に何らかの不利益な効果の受忍を直接的に義務づけるような規定は設けられておらず、また、防衛出動命令に関し、国民の権利義務との関係を調整すべき旨の規定も設けられていない。

よって、防衛出動命令ないしは事実行為としての防衛出動は、原告らとの関係において、「直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」とはいえないから、行訴法3条2項にいう「処分」には当たらないというべきである。

ウ(ア) 次に、重要影響事態安全確保法6条1項に基づく後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供の実施及び国際平和支援法7条1項に基づく協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供の実施は、いずれも防衛大臣又はその委任を受けた者が、後方支援活動又は協力支援活動として、自衛隊に属する物品の提供を実施するものであり、その規定から一見して明らかだとおり、国民に何らかの不利益な効果の受忍を直接的に義務づけるものではない。

また、重要影響事態安全確保法6条2項に基づく後方支援活動としての自衛隊による役務の提供の実施命令及び国際平和支援法7条2項に基づく協力支援活動としての自衛隊による役務の提供の実施命令は、いずれも、防衛大臣が、後方支援活動又は協力支援活動として、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関）にその実施を命ずるものであり、その規定からも、国民に何らかの不利益な効果の受忍を直接的に義務づけるものではなく、上記各命令の結果実施される事実行為としての「自衛隊による役務の提供」も、

国民に何らかの不利益な効果の受忍を直接的に義務づけるものではない。

そして、上記各法律上、後方支援活動等としての物品の提供等ないしはその事実行為に関し、国民に何らかの不利益な効果の受忍を直接的に義務づけるような規定は設けられておらず、また、これらに関し、国民の権利義務との関係を調整すべき旨の規定も設けられていない。

よって、後方支援活動等としての物品の提供等ないしはその事実行為は、原告らとの関係において、「直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」とはいえないから、行訴法3条2項にいう「処分」には当たらないというべきである。

(イ) なお、重要影響事態安全確保法9条2項は、「関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。」旨規定している。しかしながら、これは、後方支援活動等としての物品の提供等の効果として生ずるものではない。また、そもそも、上記規定は、依頼を受けた者が協力に応じることを期待するものではあるが、上記依頼により何ら協力義務が生ずるものではなく、協力を拒否したとしても制裁的措置が執られるものでもない（重要影響事態安全確保法第9条（地方公共団体・民間の協力）の解説（乙第1号証）2, 5及び17ないし19ページ）。

さらに、国際平和支援法13条1項は、「防衛大臣は、前章の規定による措置のみによっては対応措置を十分に実施することができないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を依頼することができる。」旨規定している。しかしながら、これも、後方支援活動等としての物品の提供等の効果として生じるものではない。また、重要影響事態安全確保法9条2項と同様に「依頼することができる。」と規定されているこ

とからすれば、上記規定も、上記依頼によって何らかの協力義務が生ずるものとは解されず、協力を拒否したとしても、制裁的措置が執られるものでもないというべきである。

したがって、上記各規定は、後方支援活動等としての物品の提供等ないしはその事実行為が行訴法3条2項にいう「処分」に当たることの根拠になるものではない。

エ 以上に対し、前記のとおり、原告らは、本件命令等に係る事実行為が、「日本が戦争当事国となり、又はそうなる危険を生じさせるものとして、原告らとの関係で、その平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害し、その侵害状態の受忍を強制する公権力の行使に該当する」などと主張する（訴状第4の2(1)34ページ）。

しかしながら、そもそも、原告らが主張する「平和的生存権」、「人格権」、「憲法改正・決定権」なる地位について具体的権利性が認められないことは後記第5の2で詳述するとおりである。また、仮に、原告らの主張を前提としたとしても、これらの何らかの地位に対する影響は、本件命令等に係る事実行為によって生ずる直接の影響であるとはいえない。すなわち、これらは、飽くまで、本件命令等に係る事実行為が行われることによって必然的に我が国が戦争に巻き込まれるという仮定が成立する場合に初めて成り立つものであって、本件命令等に係る事実行為による事実上の効果ともいえないものである。したがって、上記の事実行為が上記の地位に何らかの影響を与えることを根拠として処分性が認められるとの原告らの主張は理由がない。

オ なお、念のため付言するに、原告らは、その主張を裏付ける判決として、最高裁判所平成5年2月25日判決・民集47巻2号643ページ及び東京高等裁判所平成27年7月30日判決・判時2277号13ページを引用する。しかしながら、上記最高裁判決は、自衛隊機の運航に伴う騒音等

の影響は飛行場周辺に広く及ぶことが不可避であることから、自衛隊機の運航に関する防衛府長官の権限の行使は、その運航に必然的に伴う騒音等について周辺住民の受忍を義務づけるとして、上記騒音等により影響を受ける周辺住民との関係において、公権力の行使に当たる旨判示したものである。このように、同判決は、飽くまで、自衛隊機の運航に必然的に伴う騒音等が、周辺住民の法的地位に直接的に影響を及ぼす事案について判示したものであって、上記東京高裁判決も、同様の事案に係る判決である。それゆえ、上記各判決は、本件命令等に係る事実行為によって、原告らの権利義務に何ら直接的な影響を及ぼさない本件とは明らかに事案を異にするものであり、原告らの主張を裏づけるものとはいえない。

(3) 前記②の主張に理由がないこと

ア　原告らは、前記のとおり、「集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、それに続いて日本に武力攻撃事態等をもたらす蓋然性が極めて高く、その場合に適用されるいわゆる有事法制と密接不可分の関係にあり、そこでは国民・市民に対するより多くの強力な権利制限や義務付けがなされることになる。」、「したがって、本件処分は、後続する武力攻撃事態における原告らの権利制限・義務付けを確実に招来し、また予定するものであり、そういうものとして原告らに対して強制的に権利を侵害し、その受忍を強いるものであるから、このような観点からも、本件処分は、原告らに対する行政処分として差止請求の対象とされるべきものである。」などと主張する（訴状第4の2(2)・35及び36ページ）。

イ　しかしながら、本件命令等が論理必然として「武力攻撃事態等」の発生をもたらすものでないことは明らかであって、ましてや、原告らが主張するような「武力攻撃事態等における原告らの権利制限・義務付け」と直結するものでもない。

ウ　また、この点をおくとしても、原告らが、武力攻撃事態における原告ら

の権利制限・義務付け」として挙げるのは、①武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）5条及び6条に基づく地方公共団体及び指定公共機関の責務、②同法8条に基づく国民の協力、③自衛隊法103条に基づく防衛出動時における物資の収用等及び④電気通信設備の利用等であるが、これらの具体的な内容を検討しても、およそ、本件命令等が、「原告らに対して強制的に権利を侵害し、その受忍を強いるもの」に当たるということはできない。

すなわち、上記①は、飽くまで地方公共団体及び指定公共機関の責務であり、原告らが直接的に義務を負うものではない。

また、上記②については、事態対処法8条に「国民は（中略）必要な協力をするよう努める」と規定されていることからも明らかだとおり、上記規定は努力義務を定めたものにすぎず、何らその権利を侵害し、又は法的義務を強いるものではない。

さらに、上記③については、確かに、自衛隊法103条1項は、防衛出動が命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合、都道府県知事は、物資の生産等を業とする者に対し、「その取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる」旨規定しており、また、同条2項は、防衛出動が命ぜられた場合、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、「施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建設工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建設工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣（中略）が指定したものに従事することを命ずることができる」旨規定している。しかしながら、これらの義務は、いずれも上記各項で定められた独立した

行政処分（同条10項参照）によって生ずるものであり、本件命令等によって直接的に生ずるものではない。

そして、上記④についても、自衛隊法104条に「防衛大臣は、（中略）総務大臣に対し、（中略）電気通信設備を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができる。」旨規定されているとおり、総務大臣に対するものであって、これにより、直接的に原告らが何らかの義務を負うものではない。

以上のとおり、原告らが挙げる「武力攻撃事態における原告らの権利制限・義務付け」の具体的な内容を検討しても、およそ、本件命令等が、「原告らに対して強制的に権利を侵害し、その受忍を強いるもの」に当たるということはできないことは明らかである。

エ したがって、原告らの上記主張は理由がないというべきである。

(4) 小括

以上のとおりであるから、原告らとの関係において、本件命令等ないしはそれに係る事実行為が行訴法3条2項にいう「処分」に当たらないことは明らかである。

3 本件各差止めの訴えは、いずれも法律上の争訟に当たらないこと

(1) 裁判所の審判の対象は「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）でなければならず、「法律上の争訟」といえるためには、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること、②それが法令の適用により終局的に解決することのできるものであることの二つの要件を満たすことが必要であるとするのが確定した判例である（福岡右武・最高裁判所判例解説民事篇平成3年度247ページ）。

(2) そうであるところ、前記2のとおり、本件命令等ないしはそれに係る事実行為は、いずれも原告らに対し何らかの義務を課し、又は、原告らの権利を制限するものではない。結局のところ、原告らは、自身の主観的利益に直接

関わらない事項に関し、国民としての一般的な資格・地位をもって上記各請求をするものであり、本件を行政訴訟として維持するため、一見、具体的な争訟事件のような形式をとってはいるものの、その実質は、私人としての原告らと被告との間に利害の対立紛争が現存し、その司法的解決のために本件を提起したものではなく、本訴訟の目的が、国民の一人として政策の当否を訴える民衆訴訟（行訴法5条）に外ならない。

そうすると、本件各差止めの訴えは、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であることとの要件を欠き、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらないことは明らかである。そして、民衆訴訟は法律の定める場合において、法律に定める者に限って提起できるとされているところ（同法42条）、本件各差止めの訴えは法の定めるどの民衆訴訟の形態にも当たらないから、不適法であるといわざるを得ない。

(3) 以上のとおり、本件各差止めの訴えは、いずれも不適法であるから却下されるべきである。

4 本件各差止めの訴えは原告適格の要件及び損害の重大性の要件のいずれも欠くこと

前記2のとおり、本件命令等ないしはそれに係る事実行為は、原告らとの関係で「処分」とみることはできないから、原告適格の要件及び損害の重大性の要件のいずれも欠くことは論じるまでもなく明らかである。

5 小括

以上のとおり、本件各差止めの訴えが不適法であることは明らかであって、速やかに却下されるべきである。

第3 請求の原因（平成28年6月28日付け訴状訂正申立書第4による訂正後のもの）に対する認否

1 「第1 本件訴訟の概要と意義」について（訴状8ないし10ページ。以下、

特記しない限り、本項におけるページ数は訴状のページ数を表す。)

(1) 「1 新安保法制法の制定とその憲法違反、立憲主義違反」について（8, 9 ページ）

ア 第1段落第1文及び第2文について

平成27年9月19日、第189回国会の参議院本会議において、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第76号。以下「平和安全法制整備法」という。）及び国際平和支援法（以下、平和安全法制整備法と併せて「平和安全法制関連2法」という。）が賛成多数で可決成立し、平成28年3月29日施行されたことは認める。

なお、以下、「新安保法制法案」とあるのは平和安全法制関連2法案と解した上で認否する。

イ 第1段落第3文について

認める。

ウ 第2段落について

いわゆる平和安全法制により、存立危機事態への対処が可能となったこと、また、国際平和支援法における協力支援活動、重要影響事態安全確保法における後方支援活動において、弾薬の提供が可能となったこと並びに重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法において、自衛隊の部隊等が行う「後方支援活動」や「協力支援活動」等が「現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。

（中略）が行われている現場」（重要影響事態安全確保法2条3項、国際平和支援法2条3項）では実施しないものとされていることは認める。

その余は、原告らの評価ないし意見であり認否の限りでない。

エ 第3段落について

憲法9条が戦争の放棄、戦力の保持の禁止及び交戦権の否認を規定して

いること、憲法99条が憲法尊重擁護義務を定めていることは認め、その余は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

オ 第4段落について

平和安全法制関連2法案に対して反対の意見が表明されたこと、参議院に設置された「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」の平成27年9月17日の議事録に同委員会で地方公聴会の報告がされたことや総括質疑が行われたことの記載がないこと、同議事録に「議場騒然、聴取不能」との記載があることは認め、その余は、原告らの評価ないし意見であり認否の限りでない。

(2) 「2 原告らの権利の侵害と本件訴訟の意義」について(9, 10ページ)

ア 第1段落ないし第3段落及び第6段落について

原告らに国家賠償法（以下「国賠法」という。）上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとの主張であると解した上で、争う。

イ 第4段落及び第5段落について

前記第2のとおり、本件各差止めの訴えは不適法であるから、認否の要を認めない。

2 「第2 集団的自衛権の行使、後方支援活動の実施及び協力支援活動の実施の違憲性」について(11ないし22ページ)

(1) 「1 新安保法制法の制定」について(11, 12ページ)

ア 「(1)」について

「26・7閣議決定」の引用中、「国民の命と暮らしを」(11ページ10行目)とあるのを「国民の命と平和な暮らしを」と、「駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用、邦人救出のための武器使用を認める。」(同ページ23, 24行目)とあるのを「駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用を認め、また、領域国政府の同意に基

づく邦人救出のための武器使用を認める。」と、それぞれ訂正した上で、認める。

イ 「(2)」について

(ア) 第1段落について

「『日米協力のための指針』(新ガイドライン)」(12ページ4, 5行目)とあるのを「『日米防衛協力のための指針』(新ガイドライン)」と、「10件の法律を改正する平和安全法制整備法案」(12ページ7, 8行目)とあるのを「10件の法律を改正することを主な内容とする平和安全法制整備法案」とそれぞれ訂正した上で、認める。

(イ) 第2段落について

平和安全法制整備法により改正された重要影響事態安全確保法において、政府が後方支援活動等の必要な措置を実施することができる事態を、改正前の「周辺事態」から「重要影響事態」としたこと、周辺事態安全確保法の別表第1備考欄に、後方地域支援として行われる自衛隊に属する「物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。」、自衛隊による「物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」と定められていたところを、重要影響事態安全確保法の別表第1備考欄では、後方支援活動として行われる自衛隊に属する「物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。」として、「(弾薬を含む。)」との文言を削除し、「物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」との文言も削除したこと、国際平和支援法において、国際社会の平和及び安全の確保に資するため、我が国が「国際平和共同対処事態」における協力支援活動等を行うことが新たに定められたこと、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(平成4年法律第79号。以下「国際平

和協力法」という。)において、「国際連合平和維持活動」等の活動に加えて、「国際連携平和安全活動」が新たに定められたことは認める。「法案の内容」が「26・7閣議決定」を「超えた部分もあり」とする部分については、具体的な内容が不明であるので認否の限りでない。

ウ 「(3)」について

認める。

(2) 「2 集団的自衛権の行使が違憲であること」について(12ないし18ページ)

ア 「(1) 集団的自衛権の行使容認」について

(ア) 第1段落について

平和安全法制整備法において自衛隊法及び「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成15年法律第79号。ただし、題名は、平成27年法律第76号により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改められた。以下「事態対処法」という。)の一部が改正されたこと、上記改正後の事態対処法において、武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他基本となる事項が定められたことは認める。平和安全法制整備法が自衛隊による集団的自衛権の行使を可能としたとの主張は、原告らのいう集団的自衛権の内容が明確でなく、認否の限りでない。

なお、被告は、平和安全法制整備法による改正後の自衛隊法及び改正後の事態対処法において認められる武力の行使のうち、国際法上は集団的自衛権として違法性が阻却されるものは、他国を防衛するための武力の行使ではなく、飽くまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置にとどまるものであるから、憲法9条の禁ずる武

力の行使に当たるものではない一方、他国を防衛すること自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められないとの見解を探っている。

(イ) 第2段落について

認める。

イ 「(2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止」について

昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」において、

(一) まず、「憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において『全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有する』ことを確認し、また、第一三条において『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする』旨を定めていることからも、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。」とし、

(二) 次に、「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。」として、このような場合に限って、例外的に自衛のための武力の行使が許されるという基本的な論理を示し、

(三) その上で、結論として、「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行

使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわざるを得ない。」として、(一) 及び (二) の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという見解が述べられていることは認める。

また、政府が、憲法9条2項は「陸海空軍その他の戦力」の保持を禁止しているが、これは、自衛のための必要最小限度を超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解しており、自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから、同項で保持することが禁止されている「陸海空軍その他の戦力」には当たらないと解していること、従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないが、他国の領域における武力行動でいわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと解していることは認める。その余は、原告らの意見なし評価にわたるものであり認否の限りでない。

ウ 「(3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認」について

平成26年7月1日に「26・7閣議決定」がされたこと、同閣議決定において、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が國の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行

使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。」、「憲法上許容される上記の『武力の行使』は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この『武力の行使』には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。」との考え方を示したこと、上記閣議決定を踏まえ、平和安全法制整備法による改正後の自衛隊法76条1項、88条及び改正後の事態対処法2条2号、4号、3条3項、4項、9条2項1号口において、「防衛出動」等の規定が定められていることは認める。

エ 「(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性」について

事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

オ 「(5) 立憲主義の否定」について

日本国憲法が、前文において、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と定めていること、97条において、基本的人権の不可侵性を規定していること、98条1項において、憲法の最高法規性を規定していること、99条において、国務大臣、国会議員等に憲法尊重擁護義務を課していること、また、政府が、「閣議決定」において、憲法9条の下で許容される自衛の措置についての考え方を示し、平和安全法制整備法においてその内容等が定められたことは認め、「閣議決定」及び平和安全法制整備法が立憲主義の根本理念を踏みにじり、憲法96条の改正手続を潜脱して国民の憲法改正に関する決定権を侵害するとの点は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

(3) 「3 後方支援活動等の実施が違憲であること」について（18ないし22ページ）

ア 「(1) 後方支援活動等の拡大」について

平和安全法制整備法により、周辺事態安全確保法の題名（「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」）が「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に変更されたこと、周辺事態安全確保法における「周辺事態」が「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」とされ、重要影響事態安全確保法における「重要影響事態」が「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」とされ、「我が国周辺の地域における」という文言が削除されていること、重要影響事態安全確保法における後方支援活動の対象が、重要影響事態に対処し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織とされていること、重要影響事態安全確保法においては、政府は、重要影響事態に際して、国会の承認の下に、後方支援活動、捜索救助活動、「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」（平成12年法律第145号。なお、題名は、平和安全法制整備法による改正後のもの。）に規定する船舶検査活動その他の重要影響事態に対応するための必要な措置を実施することができるとされていること、国際平和支援法において、「国際平和共同対処事態」とは、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的

かつ積極的に寄与する必要があるもの」とされていること、政府は、国際平和共同対処事態に対処して、所定の要件及び国会の事前の承認の下に、協力支援活動、捜索救助活動及び船舶検査活動を実施することができるとされていること、重要影響事態安全確保法における後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供並びに自衛隊による役務の提供の種類は、「補給」、「輸送」、「修理及び整備」、「医療」、「通信」、「空港及び港湾業務」、「基地業務」、「宿泊」、「保管」、「施設の利用」並びに「訓練業務」とされ、国際平和支援法における協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の種類は、「補給」、「輸送」、「修理及び整備」、「医療」、「通信」、「空港及び港湾業務」、「基地業務」、「宿泊」、「保管」、「施設の利用」、「訓練業務」並びに「建設」とされていること、重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法の各別表第1の備考欄に、後方支援活動及び協力支援活動として行う自衛隊に属する「物品の提供には武器の提供を含まないものとする。」とされているが、「武器」に「(弾薬の提供を含む。)」との定めはなく、また、上記の備考欄に、「自衛隊に属する物品提供及び自衛隊による役務の提供に、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」との定めがないことは認められる。

イ 「(2) 他国軍隊の武力行使との一体化の問題」について

(7) 第1段落及び第2段落について

事実に関する主張でなく、認否の限りでない。

(4) 第3段落ないし第8段落について

名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137ページ）に原告らが引用する判示部分が存在すること、周辺事態安全確保法において「後方地域」とは、「我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦

闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）及びその上空の範囲をいう。」とされていたこと、同法の別表第1の備考欄に、後方地域支援として行う自衛隊に属する「物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。」とされ、自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供には、「戦闘作戦活動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」とされていたこと、「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」（平成13年法律第113号）において、対応措置を実施する地域が「我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域」、「一 公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。…（中略）…）及びその上空」、「二 外国の領域（当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。）」とされていたこと、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（平成15年法律第137号）において、対応措置を実施する地域が「我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域」、「一 外国の領域（当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。ただし、イラクにあっては、

国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号その他の政令で定める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従ってイラクにおいて施政を行う機関の同意によることができる。)」、「二 公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。…（中略）…）及びその上空」とされていたことは認める。その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

ウ 「(3) 後方支援活動等の違憲性」について

重要影響事態安全確保法が「後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第7条第6項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。」、国際平和支援法が「協力支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第8条第6項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。」とそれぞれ規定していること、「26・7閣議決定」において、「政府としては、いわゆる『武力の行使との一体化』論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実体験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の『後方地域』あるいはいわゆる『非戦闘地域』といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みでなく、他国が『現に戦闘行為を行っている現場』ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国での『武力の行使と一体化』するものではないという認識を基本とした以下の考え方方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための

法整備を進めるものとする。(ア) 我が国の支援対象となる他国軍隊が『現に戦闘行為を行っている現場』では、支援活動は実施しない。(イ) 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が『現に戦闘行為を行っている現場』となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。」ことが定められていること、重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法の各別表第1の備考欄に、後方支援活動及び協力支援活動として行う自衛隊に属する「物品の提供には武器の提供を含まないものとする。」とされているが、「武器」に「(弾薬の提供を含む。)」との定めはなく、また、上記の備考欄に、「物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」との定めがないことは認め、自衛隊の後方支援活動等が憲法9条に違反するとの点は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

二 「(4) 立憲主義の否定」について

事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

3 「第3 集団的自衛権の行使等による原告らの権利の侵害」について (22ないし33ページ)

(1) 「1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況」及び「2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等」について (22ないし25ページ)

平和安全法制整備法により改正された自衛隊法76条1項2号に基づく防衛出動、重要影響事態安全確保法6条1項又は2項に基づく自衛隊による後方支援活動及び国際平和支援法7条1項又は2項に基づく自衛隊による協力支援活動が憲法9条に違反するとの主張は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

その余は、いずれも原告らの国賠法上保護された権利又は法的利益の存否

を離れて、抽象的に法制度の内容や原告らの意見ないしは評価を述べるものであって、本件の争点との関連性がないから、認否の要を認めない。

(2) 「3 平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権」ないし「4 (引用者注:「5」の誤記と思われる。) 原告らの権利侵害の具体的な内容」について(25ないし33ページ)

否認ないし争う。

後記第5のとおり、原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない。

4 「第4 差止めの訴えによる差止請求」について(33ないし42ページ)
前記第2のとおり、本件各差止めの訴えは不適法であるから、認否の要を認めない。

5 「第5 原告らの損害と国家賠償責任」について(42, 43ページ)

(1) 「1 加害行為」について(42ページ)

ア 第1段落について

内閣が、平成26年7月1日に「26.7閣議決定」を行ったこと、平成27年5月14日に「27.5閣議決定」を行って、同月15日に平和安全法制関連2法に係る法律案を国会に提出し、その可決・成立を求めることは認める。

イ 第2段落について

認める。

ウ 第3段落について

争う。

(2) 「2 原告らの損害」について(42, 43ページ)

争う。

(3) 「3 公務員の故意・過失」及び「4 加害行為と損害との因果関係」について(43ページ)

後記第5のとおり、原告らの請求は、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものではなく、主張自体失当であるから、公務員の故意・過失や加害行為と損害との因果関係に係る各主張については、いずれも認否の要を認めない。

(4) 「5 結論」について（43ページ）

争う。

6 「第6 おわりに」について（43ないし45ページ）

原告らの主觀、意見であるから、認否の限りでない。

7 「【別紙】原告らの権利侵害の具体的な内容」（46ないし88ページ）について

原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとの主張であると解した上で、争う。

第4 平和安全法制の制定の経緯

1 内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する新たな安全保障法制の整備のための基本方針を閣議決定した。

2 内閣は、平成27年5月14日、平和安全法制関連2法（平和安全法制整備法及び国際平和支援法）に係る法律案を閣議決定し、翌15日、内閣総理大臣は、上記法律案を国会（衆議院）に提出した。

3 平和安全法制関連2法に係る法律案は、平成27年7月16日に衆議院本会議で、同年9月19日に参議院本会議で、それぞれ可決し、同日、平和安全法制関連2法が成立した。

4 平和安全法制整備法は、自衛隊法等の一部を改正する法律であり、また、国際平和支援法は、新規に制定された法律である。平和安全法制整備法により改正された法律は、以下の10法律である（なお、このほか、附則により技術的

な改正が行われる法律が 10 法律ある。)。

- ① 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）
- ② 国際平和協力法
- ③ 重要影響事態安全確保法
- ④ 船舶検査活動法
- ⑤ 事態対処法
- ⑥ 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成 16 年法律第 113 号。ただし、題名は、平成 27 年法律第 76 号による改正後のもの。）
- ⑦ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号）
- ⑧ 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成 16 年法律第 116 号。ただし、題名は、平成 27 年法律第 76 号による改正後のもの。）
- ⑨ 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成 16 年法律第 117 号。ただし、題名は、平成 27 年法律第 76 号による改正後のもの。）
- ⑩ 国家安全保障会議設置法（昭和 61 年法律第 71 号）

5 平和安全法制関連 2 法は、平成 27 年 9 月 30 日に公布され、平成 28 年 3 月 29 日に施行された。

第 5 被告の主張（請求の趣旨第 4 項について）

1 はじめに

原告らは、「内閣による前記閣議決定等（引用者注：「26・7 閣議決定」及び「27・5 閣議決定」を指すと思われる。），国会による新安保法制法の可決・制定」により、「平和的生存権及び人格権を侵害されるとともに、憲法改正・

決定権を侵害されて、甚大な精神的苦痛を受け」たとして、被告に対し、請求の趣旨第4項において、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めている（訴状第1の2・9、10ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告らの請求は、具体的な法的利益の侵害をいうものではなく、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものでもないから、主張自体失当である。

2 原告らが主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められないこと

(1) 権利ないし法的利益の侵害がなければ国賠法上の違法を認める余地がないこと

国家賠償制度が個別の国民の権利ないし法的利益の侵害を救済するものであるとの当然の帰結として、国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法を認める余地はない。これは、国賠法が民法の不法行為（709条以下）の特別法であることからも明らかである。

この点、判例（最高裁昭和43年7月9日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事91号639ページ、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ、最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事159号161ページ等）においても、「法律上の利益ないし権利」、「法的利益」、「法律上保護された利益」の侵害がなければ国賠法に基づく損害賠償請求をすることができないことを当然の前提とした判示が繰り返されているところである。

(2) 原告らの主張する権利はいずれも国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと

ア 原告らの主張する「平和的生存権」は国賠法上保護された権利ないし法

的利益と認められないこと

(ア) 原告らは、名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137ページ）を根拠に、平和的生存権の具体的権利性が肯定されると主張するようである（訴状第3の3(2)及び4(1)・26ないし29ページ）。

(イ) しかしながら、「平和的生存権」の具体的権利性については、最高裁判所平成元年6月20日第三小法廷判決（民集43巻6号385ページ、判例時報1318号3ページ）が、「上告人らが平和主義ないし平和的生存権として主張する平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体が独立して、具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準になるものとはいえない」と判示し、同判決については、「平和的生存権を何らかの憲法上の人格権としてとらえようとする学説があるが、本判決は、これに消極的評価をしたものといえよう。」と評価されている（小倉顕・最高裁判所判例解説民事篇平成元年度225ページ）。このように、最高裁判所の判例は、「平和的生存権」については、憲法における「平和」とは理念ないし目的を示す抽象的な概念であることを理由として、具体的権利性を否定しているものということができる。

そして、同様の判断は、多数の裁判例によって繰り返し明確にされており、判例理論として確定しているものといえる（札幌高裁昭和51年8月5日判決・行裁例集27巻8号1175ページ、水戸地裁昭和52年2月17日判決・判例時報842号22ページ、東京高裁昭和56年7月7日判決・判例時報1004号3ページ、大阪地裁平成元年11月9日判決・判例時報1336号45ページ、福岡地裁平成元年12月14日判決・判例時報1336号79ページ、福岡高裁平成4年2月28日判決・判例時報1426号85ページ、大阪高裁平成4年7月30日判決・判例時報1434号38ページ、大阪地裁平成7年10月25日

判決・判例時報1576号37ページ、大阪地裁平成8年3月27日判決・判例時報1577号104ページ、東京地裁平成8年5月10日判決・判例時報1579号62ページ、大阪地裁平成8年5月20日判決・判例時報1592号113ページ、東京地裁平成9年3月12日判決・判例時報1619号45ページ、東京高裁平成16年4月22日判決・公刊物未登載（乙第2号証）等）。

(ウ) 実質的に検討しても、権利には、極めて抽象的、一般的なものから、具体的、個別的なものまで各種、各段階のものがあるが、その権利の実現が妨げられた場合に裁判上の救済が得られるのは具体的、個別的権利に限られる。

これを「平和的生存権」についてみると、「平和」の概念そのものが抽象的かつ不明確であるばかりでなく、具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件、法律効果等のどの点をとってみても、一義性に欠け、その外延を画すことさえできない極めて曖昧なものであり、このような「平和的生存権」に具体的権利性は認められない。

また、憲法前文第2段は、全世界の国民が「平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」として、「平和的生存権」を規定しているけれども、ここでいう「平和的生存権」は、憲法前文第1段及び第2段で表明されている憲法の平和主義の原理を人々の生存に結びつけて説明するものであり、憲法の理念・基本原理を宣言したものであるという憲法前文の法的性格からしても、憲法前文に「平和的生存権」が掲げられていることをもって、直ちに基本的人権の一つであるということはできず、裁判上の救済が得られる具体的権利の性格を持つものと認めることはできない（伊藤正己・憲法（第三版）165ページ、佐藤幸治編著・要説コンメンタール日本国憲法27ページ同旨）。

(イ) この点について、前掲東京高等裁判所昭和56年7月7日判決は、「前

文は、憲法の建前や理念を莊重に表明したものであって、そこに表明された基本的理念は、憲法の条規を解釈する場合の指針となり、また、その解釈を通じて本文各条項の具体的な権利の内容となり得ることがあるとしても、それ自体、裁判規範として、国政を拘束したり、国民がそれに基づき国に対して一定の裁判上の請求をなし得るものではない。殊に、平和主義や『平和的生存権』についていえば、平和ということが理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体具体的な意味・内容を有するものではなく、それを実現する手段、方法も多岐、多様にわたるのであるから、その具体的な意味・内容を直接前文そのものから引き出すことは不可能である。このことは、『平和的生存権』をもって憲法13条のいわゆる『幸福追求権』の一環をなすものであると理解した場合においても同様であって、その具体的な意味・内容を直接『幸福追求権』そのものから引き出すことは、およそ望み得ないところである。(中略)

『平和的生存権』をもって、個々の国民が国に対して戦争や戦争準備行為の中止等の具体的措置を請求し得るそれ自体独立の権利であるとか、具体的訴訟における違法性の判断基準になり得るものと解することは許されず、それは、ただ政治の面において平和理念の尊重が要請されることを意味するにとどまるものであ」と判示している(判例時報1004号25ページ)。

また、前掲東京高等裁判所平成16年4月22日判決(公刊物未登載・乙第2号証)も、「そもそも、平和のうちに生存する権利という概念自体、理念ないし目的を表わす抽象的概念としての平和を中心とするもので、しかも、それを確保する手段や方法も転変する複雑な國際情勢に応じて多岐多様にわたって明確に特定することができないように、その内包は不明瞭で、その外延はあいまいであって、到底、権利として一義的かつ具体的な内容を有するものとは認め難く、これを根拠として、

各個人に対し、具体的権利が保障されているとか、法律上何らかの具体的利益が保障されていると解することはできない。」と判示している（同号証14ページ）。

(オ) 以上によれば、「平和的生存権」に具体的権利性を認めることができないことは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

イ 原告らの主張する生命・身体の安全を含む「人格権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと

(ア) 原告らは、「集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、それがもたらす日本の戦争当事国化、それに準ずる国際的対立関係の醸成、そして日本の国土の戦場化や有事法制の発動等により、原告らに生命・身体への危険を含む重大な人格権の侵害を生じさせる。また、その行使・実施に至らない前段階においても、新安保法制法の制定自体によって、原告らは現に、その居住地域、職業、社会的立場等から、戦時体制、戦争準備体制による直接の人格権侵害が今後生ずるに至る特に高度な危険に直面させられるに至っており、その現在の状態自体もまた、原告らに対する人格権の侵害を構成する」などと主張する（訴状第3の4(2)・29ないし31ページ）。

(イ) しかしながら、上記(ア)の主張は極めて抽象的であり、原告らのいう人格権の具体的な権利内容、成立要件、法律効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できない。原告らが「人格権」の侵害の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などな

い。

また、原告らの主張が、戦争やテロ行為に対する恐怖や不安を感じることなく平穏に生活する権利が侵害されたとの主張であるとすれば、当該主張は、「集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、日本を戦争当事国とし、（中略）日本に対する他国等からの武力攻撃やテロ攻撃を招来するものであり、それらが現実化した場合は、もちろん原告らの平和的生存権が直接に侵害されるが、しかしそれに至らない現段階においても、安保法制法の制定はそれらの具体的危険を生ぜしめているものとして、原告らの平和的生存権を侵害するものである。」との「平和的生存権」に係る原告らの主張（訴状第3の4(1)・29ページ）と同旨のものにほかならないが、「平和的生存権」に具体的権利性が認められないことは、上記アで述べたとおりである。

(ウ) したがって、原告らの主張する「人格権」なるものについても、具体的権利性を認めることができないのは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

ウ 原告らの主張する「憲法改正・決定権」も国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないと

原告らは、「国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法96条1項はその現れにほかならない。」とした上で、「新安保法制法は、（中略）憲法9条の解釈を変更し、その内容を法律によって改変してしまおうとするもの」であるから、「原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する前記憲法改正・決定権」を侵害するものである旨主張する（訴状第3の3(4)・27, 28ページ、同4(3)・31, 32ページ）。

しかしながら、憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の

条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとしても、それは、「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから直ちに、原告らという具体的な「個別の国民」との関係で国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」なるものを観念することはできない。

このことをおくとしても、平和安全法制関連2法は、憲法の条文自体を改正するものではなく、憲法改正に伴う国民投票制度における個別の国民の投票権の内容や行使に何ら具体的な制約を加えるものでないことは明らかであって、憲法改正手続に関する原告らの具体的、個別的な権利ないし法的利益に何ら影響を及ぼすものではなく、原告らの主張はそれ自体失当というほかない。

結局のところ、「憲法改正・決定権」の侵害であるとの原告らの主張は、平和安全法制関連2法の内容が憲法と抵触し、憲法の解釈が実質的に変更されるとして、個別の国民の具体的、個別的な権利ないし法的利益の侵害を離れ、主権者たる一般国民という立場において、抽象的に法令自体の憲法適合性審査を求めるに帰するものというほかなく、これが付随的違憲審査制を採用する我が国の司法制度の在り方とも合致しないことは明白である。

以上のとおり、原告らの主張する「憲法改正・決定権」なるものにも具体的権利性を認めることはできず、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害と認めるることはできない。

(3) 小括

以上のとおり、原告らの請求は、いずれも国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものではないから、主張自体失当である。

第6 結語

以上のとおり、本件差止めの訴えはいずれも不適法であるから速やかに却下されるべきであり、請求の趣旨第4項の請求はいずれも主張自体失当であり、理由がないから、速やかに棄却されるべきである。